平成２３年（フ）第７４号
千葉県八街市四木611番地１
債務者　森　ひろみ
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７８号
千葉県成田市飯田町９番地102　アプリコーゼ302
債務者　竹舎　孝臣
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７９号
千葉県成田市飯田町９番地102　アプリコーゼ302
債務者　竹舎　奈央
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８１号
千葉県佐倉市王子台４丁目16番地26
債務者　工藤　康子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９３号
千葉県佐倉市六崎1563番地６　グランコート佐倉505号
債務者　山田　　修
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６９号
愛知県小牧市中央２丁目55番地　ルネッサ中央101号
債務者　野村　禎信
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９号
名古屋市守山区桔梗平２丁目618番地　チェリーブロッサム201号室、住民票上の住所名古屋市守山区翠松園３丁目603番地
債務者　土屋　陸美
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３８号
名古屋市港区稲永２丁目４番３―102号　港南荘
債務者　青山めぐみ
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８５号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5792番地12
債務者　水野由美子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２９号
名古屋市緑区太子３丁目109番地　メゾン・ド・デューク406号
債務者　原田　祥平
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８号
愛知県碧南市志貴町４丁目５番地
債務者　多田　理香（旧姓横須賀）
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平832番地ＣＡＳＡ　ＬＡ　ＴＩＤＡ　201号
債務者　岸本　安史
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７号
茨城県つくば市真瀬2602番地４
債務者　遠藤　　博
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
茨城県土浦市おおつ野５丁目12番12号
債務者　サンタナ　メリ　アヤコ　フェレイラ
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
茨城県土浦市木田余西台５番61号
債務者　清家　愛子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目109番地の36、前住所東京都練馬区南田中３丁目16番10号　樟コーポ102号
債務者　酒井　竜也
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９９号
愛知県犬山市大字塔野地字長見24番地　長見団地１棟102号
債務者　横山かほり
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部